

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290403001	29年4月3日	29年4月25日	29年5月31日	農業振興地域からの農用地の除外要件の拡大についての要望	<p>1. 地方都市のおかれている現状 少子超高齢社会の進展に伴い、国が力を入れて進めている地方創生。人口減少へ歯止めをかけ、将来にわたり持続できるまちをつくるため、各地方都市は、地域経済の活性化、魅力的な働き場づくり、地方で安心して暮らす環境づくりなど、地方創生に向けて地域の活力を高める各種施策に取り組んでいる。人口減少への対応は「待ったなし」の状況であり、スピード感と、官民挙げた対応により未来を切り拓いていくことが求められている。</p> <p>地域の活力を高めていくためには、地域経済に大きな効果を与える民間投資を誘導することも大きなポイントであるが、現状では人口集積など様々な理由により、大都市圏中心に行われている。その大きな要因としては、地方都市における農業振興名目により土地利用が厳しく規制され、投資のスピード感のズレなどにより民間の投資意欲を地方都市が享受しにくい仕組みとなっていることがあげられる。</p> <p>また、農村地域工業等導入促進法などによる土地利用は可能であるが、工場などに限定され、地域特性を活かした土地利用へはつながりにくくなっている。</p> <p>更に、地方都市の人口が大きく減少すると予測される中、食料需要の減少、担い手の減少による農用地の適正な維持管理への支障などが予想されることから、農用地の確保については、適正な面積に整理していく必要があると考える。</p> <p>以上のことから、地方都市が元気に持続していくためには、農用地の利用や開発について、自治体の自由度を高めるとともに、スピード感のある土地利用への対応が必要不可欠である。</p> <p>2. 国への要望 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号の計画により、当該土地を農業振興地域農用地から除外する場合にあつては、「当該施設が農業の振興を図るために必要なもの」に限るとされているため、地域特性を活かした商業・工業施設等の立地を目的とした計画への位置づけが非常に困難な状況にある。</p> <p>については、地方都市のおかれている現状を改善するため、第27号計画の策定の要件について、現在の「農業の振興を図るために必要なもの」と併せて「地方公共団体が策定する都市計画等に定める、持続できるまちづくりのために必要なもの」を加えていただけるように、要望する。</p>	見附市	農林水産省	農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号。以下、「農工法」という。)については、支援対象業種が工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業に限定されています。	農工法第2条	現行制度下で対応可能	御提案については、周辺の農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあることから、市の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入や農工法の活用により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当であると考えます。	
290412010	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること	<p>【要望内容】 「農地」の地目のまま、コンクリートで地固めした植物工場を建設することを認めること</p> <p>【理由】 現在、農地をコンクリートで地固めて生産性が高く、収穫量が多い植物工場を建設すると、農地法で農地と認められず、雑種地とせざるを得ず、結果として固定資産税が高くなり、コストが上昇して競争力が低下している。メロンやイチゴなど、同じ作物を生産するにも関わらず、植物工場と畑で課される税率が異なるのは不合理である。国際先端テストにかけ、諸外国の例も参考に早期に見直す必要がある。</p> <p>(注)平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長名による通知(13経営第6953号)では、「農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない」とされており、コンクリート等を打つためには、地目を雑種地に変更しなければならない。 (注)オランダでは、農作物の栽培においてコンクリート敷を農地として認めないといった規制はない。</p>	日本商工会議所	農林水産省	農地法上、「農地」とは耕作の目的に供される土地をいい、この「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいいます。そのため、農地をコンクリートで地固めし、植物工場を建設する等により、その土地に労費を加え肥培管理を行うことができない場合は、農地法上の「農地」に当たらず、この場合、転用許可が必要です。なお、税制上の地目は、農地法上の取扱いが自動的に反映されるものではありません。	農地法第2条第1項	事実誤認	農地をコンクリートで地固めし、植物工場を建設した場合には、その土地に労費を加え肥培管理を行うことができなくなるため、農地法上の農地として取り扱うことは困難です。	◎
290412011	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	国家戦略特区で認められている株式会社による農地の直接所有について、全国の希望する地域に拡大すること	<p>【要望内容】 株式会社による農地の直接所有</p> <p>【理由】 リース方式では、返還リスクを恐れて、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声があるため、「直接所有」を望む声がある。農業の生産性・収益性を高めるとともに、農業の担い手を確保するためにも、国家戦略特区である兵庫県養父市で認められている株式会社による農地の直接所有について、全国に拡大する必要がある。</p>	日本商工会議所	農林水産省	法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則として農業関係者が総議決権の過半を占めること。 ④ 役員のうち半が農業に常時従事する構成員であること等 また、上記の要件を満たさない法人の農地所有を認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が、平成28年9月に施行されたところです。 なお、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	農地法第2条第3項第2号、第3条第2項第2号及び第3項	対応不可	農地所有適格法人の要件を満たさない企業の農地所有については、国家戦略特区法により、兵庫県養父市において試験的な事業が行われているところであり、まずは当該特区における事業の実施状況を見ていきたいと考えております。	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290412012	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること	【要望内容】 農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること  【理由】 民間企業は自社の経営ノウハウを活かして農業に参入しようと考えているが、農地の大規模化や設備投資を行なおうとしても、民間企業関係者が役員の大半数以上を占めていないために否決されることが想定され、参入を思いとどまる企業が多い。また、新たな投資をすることになった場合、出資比率に応じた負担を求められると農業者の負担が大きくなってしまいう問題もある。そのため、農地所有適格法人の農業者以外の構成員比率について、50%超の場合も認めるべきである。	日本商工会議所	農林水産省	法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 農業関係者が総議決権の過半を占めること。 ④ 役員の大半数が農業に常時従事する構成員であること等 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	農地法第2条第3項、第3条	対応不可	農地所有適格法人の要件を満たさない企業の農地所有については、国家戦略特区法により、兵庫県養父市において試験的な事業が行われているところであり、まずは当該特区における事業の実施状況を見ていきたいと考えております。	
290622007	29年6月22日	29年7月3日	29年8月15日	植物工場で生産した生産物に関する表示制度の整備	植物工場で生産された農産物の安全性などに関する表示制度が、現在は整備されていない。そのため、生産環境を完全に制御した植物工場で、農業を使用せずに生産した生産物に対して、「無農業」と表示することができない。  そこで栽培時に農業を使っていないことが明記できるなど、JAS規格(日本農林規格)に、植物工場における生産に関する基準を設けられたい。	大阪商工会議所	農林水産省	「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成19年3月23日18消安第14413号)」に基づき、「農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産する」農産物については、「無農業栽培農産物」等と表示しないよう周知しているところですが、植物工場で生産された農産物については、当該ガイドラインの対象ではありません。	特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成19年3月23日18消安第14413号)	事実誤認	今般、JAS制度の見直しを行い、事業者や団体、産地・地域からご提案を受けて、新たにJAS規格を制定する枠組みを整備しました。植物工場における生産に関するJAS規格の制定も可能ですので、まずは下記URLに掲載している担当部局までご相談ください。 <a href="http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/moushide_soudan.html">http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/moushide_soudan.html</a>  なお、いわゆる植物工場において農業を使用せずに生産した生産物に対しては、「無農業」と表示して問題ありません。	
290913005	29年9月13日	29年10月3日	29年10月20日	ソーラーシェアリング事業の農地一時転用許可の更新制廃止	ソーラーシェアリング事業を実施する場合の一時転用許可の3年更新を廃止し、営農状況の報告のみとする。  【提案理由】 ○ソーラーシェアリング事業(農地において営農を続けながら、農地に支柱を立て、上部空間を利用して太陽光発電を行う事業)は、①その土地を農地として維持できる、②原則農地転用が許可されない第一種農地(注1)等であっても実施することができる等のメリットがある。 (注1)良好な営農条件を備えている農地。  ○本事業を実施する場合、発電設備の設置者は、支柱の基礎部分について農地の一時転用の許可を得る必要がある(注2)。 (注2)本事業に関する農地の一時転用の許可件数は、2013年度97件、2014年度304件、2015年度374件と増加傾向にある(出所:農林水産省「農地に太陽光パネルを設置するための農地転用許可の実績について」)。  ○太陽光電力の買取価格は、20年間固定(10kW以上)であるため、事業者は長期融資を希望する一方、一時転用の許可期間が3年であるため、事業途中で土地を利用できなくなるリスクがあり、銀行としては長期融資に取り組みにくい。  ○農地一時転用許可の3年更新を廃止し、営農状況の報告のみとすることが適当である。許可更新の目的は、支柱の基礎部分で営農が適切に継続されているかを定期的に確認することであるため、営農状況を報告することで足りると考えられる。  ○併せて、3年更新を廃止するまでの間、銀行が融資審査を行う際の予見可能性が高まるよう、不許可事案の内容や不許可率、好事例集(作物の具体例、取り組みだ経緯等)を公表いただきたい。	(一社)全国地方銀行協会	農林水産省	農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱部分について、農地法に基づき一時転用許可を受けることが必要です。	農地法施行令第4条、第11条	対応不可	1 営農型発電設備の設置に係る一時転用許可は、下部の農地において営農が適切に継続されることを前提としたものであり、このことを確認するため、下部の農地において生産された農作物に係る状況を毎年報告させるとともに、3年ごとに許可を行う仕組みとしています。  2 御提案のありました農地一時転用許可の3年ごとの許可を廃止し、営農状況の報告のみとすることについては、営農の適切な継続に支障が生じた場合の効果的な是正指導等が困難になると考えることから、適切ではないと考えています。  3 なお、平成28年3月末までの775件の許可実績のうち、約5割の事案で融資が活用されていますが、営農型発電の一層の推進のためには、一時転用許可期間中の農作物の収量等からみて営農に支障が生じているということがなければ、再度許可されるものである等、一時転用許可制度をよく理解していただくことが重要と考えています。このため、昨年11月に事業者向け、行政関係者向けの実務用Q&Aを作成し、農林水産省ホームページで公表したところです。今後とも制度の普及に資するよう、通知や実務用Q&Aの見直しに努めてまいります。	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290913006	29年9月13日	29年10月3日	29年10月20日	農地所有適格法人の議決権に関する要件緩和	<p>農地所有適格法人の要件のうち、「農業関係者が議決権の過半を占めているものであること」を緩和する。</p> <p>【提案理由】                      ○農地所有適格法人には、事業・資本・役員等に関する要件がある。農業関係者(農業に従事する個人、農地の権利を提供した個人等)の資金力が乏しいため、農地所有適格法人を設立しようとしても、資本に関する要件「農業関係者が議決権の過半を占めているものであること」が充足できないケースがあり、農業への新規参入や農業者の法人化等が進まない一因となっている(注1)。                      (注1)2016年4月に施行された農地法の改正により、農業関係者の議決権が3/4以上から過半に緩和された。</p> <p>○本要望が実現すれば、農業の生産性向上、新たな担い手の確保、農業の規模拡大等に寄与する。</p> <p>○農地所有適格法人の要件を満たさない企業の農地所有については、既に国家戦略特区法により兵庫県養父市にて試験的な事業(注2)が行われており、少なくとも本事業を全国展開していきたい。                      (注2)地公体が買い取った農地について、農地所有適格法人の要件を満たさない企業が所有権を取得することができる事業(不適切な農地利用があった際に所有権を当該地公体に戻すこと等を条件とする)。</p> <p>○例えば、食品関連企業には、生産者の高齢化や後継者不足から今後の生産が減少し、原料の確保が難しくなるなどの懸念があり、農業関係者と連携して農地を所有し継続的かつ安定的に農業経営を行いたいニーズがある。</p>	(一社)全国地方銀行協会	農林水産省	<p>法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。                      ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。                      ③ 原則として農業関係者が総議決権の過半を占めること。                      ④ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>また、上記の要件を満たさない法人の農地所有を認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特別区域法が、平成28年9月に施行されたところである。                      なお、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>	農地法第2条第3項、第3条	対応不可	<p>1 農地を所有できる法人の議決権要件については、平成28年4月に施行された改正農地法において、6次産業化等の経営発展の障害を取り除く観点から、農業者以外の議決権比率が4分の1以下から2分の1未満にまで拡大されているところです。</p> <p>2 さらに、一般企業による農地所有については、同年9月に施行された改正国家戦略特別区域法において、企業に農地の所有を認める試験的な事業を兵庫県養父市において行うこととしたところです。</p> <p>3 農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり、産廃置場になるのではないかと懸念があることから、まずは、これらの見直しについて、現場での実施状況を見てまいりたいと考えています。</p> <p>4 なお、企業の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式での参入は完全に自由化されたところであり、現に、改正前の約5倍のペースで参入が進んでいます。</p>	
290925056	29年9月25日	29年10月19日	29年11月8日	商品先物取引法における六年ごとの外務員登録更新の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】                      ・店頭商品デリバティブ取引の勧誘等の行為を行うにあたっては、外務員の登録が必要とされており、外務員の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされている。(商品先物取引法第200条)</p> <p>【具体的要望内容】                      ・外務員登録後、六年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃していただきたい。</p> <p>【要望理由】                      ・まず、銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク、為替変動リスク、商品価格変動リスク等のヘッジを目的としたものが大宗であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ取引については、金利スワップ等に比べ販売対象となる事業会社が限定的、かつ規制対象外または特定委託者に該当しない場合であっても、特定当業者に該当することが多く、所謂プロに該当する顧客の割合が金商法よりも多いという事実がある。                      ・また、デリバティブ取引の勧誘等を行うにあたり、外務員は店頭商品デリバティブ取引のみならず、デリバティブ取引に関する幅広い知識を具備する必要があることから、銀行は日本証券業協会、金融先物取引業協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求める試験・研修以外にも職員に対し様々な研修コンテンツ・研修機会等の提供を行い、十分な顧客保護・説明体制を確立している。                      ・この様な中で、商先法においては、金商法で規定されていない外務員の六年ごとの更新を求めており、店頭商品デリバティブ取引を主業としていない銀行において、一万人前後の外務員の更新には、店頭商品デリバティブ取引における収益対比、多大な労力とコストが生じている状況。                      ・わが国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に対する過度な負担は排除すべきであり、六年ごとに更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。                      ・一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が大前提となることも事実であることから、外務員の更新に係る規定は、日本商品先物取引協会の「会員等の外務員の登録等に関する規則」に委ねることとし、その場合も法人のみを販売対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。</p>	都銀懇話会	農林水産省 経済産業省	<p>商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第200条第1項において、商品先物取引業者は外務員について主務大臣が行う登録を受けなければならないとされ、同条第7項において、その登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うとされています。</p>	商品先物取引法第200条第7項	検討を予定	<p>外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から設けられております。こうした同制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。</p>	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925060	29年9月25日	29年10月19日	29年11月7日	犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引の見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪による収益の移転防止に関する法律において、金融商品取引法における店頭デリバティブ取引は、特定事業者を相手方とした特定通信手段を介して決済の指示が行われる場合、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引と定められている。</li> <li>(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第9項)</li> <li>・同じ特定事業者を相手方とした商品先物取引法における店頭商品デリバティブ取引は、収益の移転に利用されるおそれがない取引として定められておらず、取引時確認を行っている。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引に、特定事業者との間で特定通信手段を介して決済の指示が行われる店頭商品デリバティブ取引を追加していただきたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行が特定事業者又は外国特定事業者との間で行う店頭商品デリバティブ取引は、銀行が保有する商品価格変動リスクのヘッジを目的としたものが大宗であり、取引相手は店頭商品デリバティブ市場における主要参加者である。</li> <li>・またこれらの取引相手とは、本人を特定するための必要な措置が講じられた特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われていることが多く、犯罪による収益の移転に利用されるおそれは極めて低いと考えられる。</li> </ul>	都銀懇話会	警察庁 農林水産省 経済産業省	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。)(において、商品先物取引業者は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)における店頭商品デリバティブ取引等を行うことを内容とする契約を締結するに当たっては、顧客等について取引時確認を行うこととされており(犯収法第4条第1項、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号。以下「犯収法施行令」という。))第7条第1項第1号)。</p> <p>他方、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)における店頭デリバティブ取引等のうち、特定通信手段を利用する特定事業者等との間で当該特定通信手段を介して決済の指示等が行われる取引については、簡素な顧客管理を行うことが許容されており(犯収法施行令第7条第1項柱書、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第4条第9号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項</li> <li>・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項</li> <li>・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号</li> </ul>	検討に着手	<p>犯収法は、犯罪による収益の移転防止を図り、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保する観点から、特定取引を行う際に、特定事業者に対し、取引時確認等を求めています。御要望事項に関しては、こうした同法の趣旨を踏まえつつ、特定通信手段を利用した取引の実態等を十分に調査し、法令改正の可否も含めた検討を行っているところです。</p>	△
290927008	29年9月27日	29年10月19日	29年11月7日	食品添加物における「審査済み高度精製添加物との同等性を示すための届出書」制度の飼料添加物への横展開	<p>【提案内容】</p> <p>高度精製食品添加物で実施されている「審査済み高度精製添加物との同等性を示すための届出書」制度を、高度精製飼料添加物に横展開することにより、数ヶ月から1年におよぶ現行審査時間を短縮し、商業化のリードタイムの大幅短縮を可能にしていきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物であり、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性のものには、厚生労働省が所管する高度精製食品添加物と、農林水産省が所管する高度精製飼料添加物の二種類がある。高度精製食品添加物では、食品安全委員会により安全性が確認されたもの(審査済み高度精製食品添加物)は遺伝子組換え添加物に該当しないものとみなして、安全性審査を不要とすることとされている。また、審査済み高度精製食品添加物との同等性を示す旨の届出書が厚生労働大臣に提出されたものについても、審査済み高度精製食品添加物と同様に遺伝子組換え添加物に該当しないものとみなすこととされている(平成29年厚生労働省告示第194号)。この制度は、審査期間の大幅短縮を可能とし、商業化リードタイムの短縮と事業者の資金回収時期の早期化に大きく貢献している。この食品添加物で既に採用されている制度を飼料添加物にも横展開し、高度精製飼料添加物についても、同様の届出書が農林水産大臣に提出されたものは、農業資材審議会の評価基準に基づいて安全性が確認された審査済み高度精製飼料添加物と同様に、遺伝子組換え添加物に該当しないものとみなし、安全性審査を不要とすることとしていきたい。</p> <p>前述の二種類の高度精製添加物は、どちらも高度に精製された非タンパク質性アミノ酸等を対象としているため、届出書への記入項目はほぼ同じものが見える。また、データの取得方法や安全基準値などは、審議会などでその妥当性が確認された審査済み高度精製添加物のものを使用することになるため、新たに審議会などでの検討が必要とされる事象が発生する余地はほとんど無く、審査済み高度精製飼料添加物と同等の安全性を持つか否かは、届出書に記載された情報からほぼ機械的に判断できる。従って、改めて農業資材審議会や食品安全委員会を開いて安全性審査を行う必要は無く、高度精製飼料添加物についても高度精製食品添加物と同様の制度が横展開できるものと考えられる。</p>	日本バイオ産業人会議	内閣府 厚生労働省 農林水産省	<p>組換えDNA技術により得られた生物を利用して製造する飼料添加物(以下「組換えDNA技術応用飼料添加物」という。)(については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年7月24日農林省令第35号。以下「省令」という。))別表第2の2の規定に基づき、その安全性について農林水産大臣の確認を受けたものでなければなりません。この確認にあたって農林水産大臣は、農業資材審議会及び食品安全委員会の意見を聴くこととされています。</p> <p>組換えDNA技術応用飼料添加物のうち、省令別表第2の2のただし書きの基準に基づき、最終産物が高度に精製され安全性の確保に支障が無いことが農業資材審議会及び食品安全委員会によって確認されたアミノ酸及びビタミン(以下「高度精製飼料添加物」という。)(については、農林水産大臣の確認は不要とされています。</p> <p>また組換えDNA技術応用飼料添加物について、当該飼料添加物が食品安全委員会において最終産物が高度に精製され、安全性が確認された食品添加物(以下「高度精製食品添加物」という。))として既に評価を受けている場合は、飼料添加物としての食品安全委員会での改めての確認は要さないこととし、農業資材審議会での確認のみをもって省令別表第2の2のただし書きの基準を満たしたものと農林水産大臣の安全性確認は不要としています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の2、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續(平成14年11月26日 農林水産省告示第1780号)第3条第2項、組換えDNA技術により得られた生物を利用して製造する飼料添加物の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準(平成27年11月26日農林水産省告示第2565号)、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第14号、食品安全委員会令(平成15年6月20日政令第273号)第1条、食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令(平成15年6月23日内閣府令第66号)</li> </ul>	検討に着手	<p>組換えDNAにより得られた生物を利用して製造された飼料添加物のうち最終産物が高度に精製され、その安全性の確保に支障がないことを農業資材審議会及び食品安全委員会において確認された飼料添加物について、これらと同等とみなされる飼料添加物の確認要件を緩和することに関しては、これらの同等性を担保する要件を検討した上で制度の導入について「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年4月11日法律第35号)」第3条第2項及び「食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令(平成15年6月23日内閣府令第66号)」に基づき、それぞれ農業資材審議会及び食品安全委員会に諮問することとしています。</p>	△

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290928014	29年9月28日	29年11月6日	29年11月30日	市街化調整区域に倉庫新設時の手続き緩和について(許可までの期間短縮)	物流総合効率化法認定までの手続き・開発許可までの時間が掛かるため、開発審査を自治体に一任し、手続きの煩雑の改善・短縮化を図っていただきたい。 自治体の開発審査会までの道のりが長く、手続きも煩雑、倉庫が必要な時期に倉庫を建てられない。 【現状の流れ】 第一段階: 総合効率化計画の認定申請に係る事前相談・調整(物効法認定取得相談室、運輸局等)自治体へ事前相談・調整(開発部局等)⇒開発許可の見通しを確認 第二段階: 総合効率化計画の作成(物効法認定取得相談室、運輸局等に相談)運輸局等から自治体に状況確認の連絡等⇒開発許可の見通しを再確認 ⇒総合効率化計画の認定申請(運輸局等)⇒審査終了 第三段階: 総合効率化計画の認定取得⇒自治体の開発審査会での審議⇒開発許可が下りる⇒土地の取得⇒倉庫建設開始	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省 経済産業省 国土交通省	物流事業者は、物流総合効率化法による国土交通大臣(地方運輸局長)等の認定を受けた総合効率化計画に基づく物流施設を建築する場合、「開発許可制度運用指針(都市計画法に基づく技術的助言)」において、市街化調整区域に建築される場合であっても、開発許可をして差し支えないものとしており、これに基づき、各開発許可権者において判断することとされております。	物流総合効率化法 都市計画法	現行制度下で対応可能	倉庫の建築に関する手続きについて自治体に一任していただきたいとありますが、物流総合効率化法における特定流通業務施設の整備を伴う計画の認定に当たっては、物流の効率化やトラックドライバーの長時間労働是正の観点から、貨物自動車運送業、倉庫業等を所管する立場からの専門的な知見による審査が必要であり、その手続きを地方自治体に一任することはできません。 物流総合効率化法では、特定流通業務施設の整備を伴う計画の認定に係る標準処理期間について2か月としているところですが、実態を調査し、開発許可担当部局との連携も含め、必要に応じて運用のあり方を検討します。	
290928021	29年9月28日	29年11月6日	29年11月30日	農地転用手続きの緩和について	農地転用申請から許可まで数か月を要している。手続きを緩和して2週間ほどで認可を下していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために農地の権利を取得する場合には、農地法第4条及び第5条に基づき都道府県知事等の許可を受ける必要があります。	農地法第4条及び第5条	対応不可	1 農地転用にあたり、申請から許可等の判断までのプロセスは、 ① 農業委員会での農地転用許可申請書及び必要書類の受理 ② 農業委員会による審査を終了後、農業委員会が申請書に意見を付して都道府県知事又は指定市町村の長へ送付 ③ 都道府県知事又は指定市町村の長による審査及び決定等となっており、一定程度の時間を要することにご理解願います。  2 こうした中であっても、農地転用許可事務を迅速かつ適正に処理するため、審査の効率化、提出書類の簡素化等の取組について、通知等により種々の対応を講じてきているところであり、その一例として、都道府県及び農業委員会における事務に係る標準的な事務処理期間を定めるとともに、農業委員会の開催日及び当該開催日ごとの農地転用許可申請書の提出期限を明確にすることなどを技術的助言として示しているところ。  3 また、平成28年4月に施行された地方分権一括法等により農地法を改正し、 ① 2～4haの農地転用に係る農林水産大臣との協議を廃止 ② 4haを超える農地転用に係る権限については、国との協議を付した上で、都道府県知事又は指定市町村の長に移譲 ③ 市町村の申請に基づき、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)に都道府県と同様の権限を移譲するとともに、 ④ 都道府県知事が農地転用許可を行う場合に都道府県ネットワーク機構に意見聴取していたが、平成28年4月より、30aを超える農地転用に限り農業委員会が都道府県ネットワーク機構に意見聴取等が措置されたところであり、これらも許可手続の迅速化に資するものと考えています。	
290928022	29年9月28日	29年11月6日	29年11月30日	農地法における「農地所有適格法人」の規制見直しについて	1) 構成員・議決権要件 【農業関係者】 ① 現状 常時従事者・農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決が、総議決権の1/2超。 提案 改正前の3/4以上から改善されているものの、1/2超では若手の営農家が企業と取組んでも結論として資金が調達できずに農地所有適格法人が設立できない。日本の将来を考えた場合、次世代の担い手育成は重要なテーマであり、若手の営農家にチャンスを与えるためには企業の出資比率を多くする必要があるが、この規制は非常に無意味と言える。政府が考えている次世代の農業の実態は、旧態依然とした農協主体の農業で有り、選挙の集票を大前提としているが、本質的な将来の日本の農業を考えるべきであると考え。 ② 現状 農地中間管理機構または農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人。 提案 撤廃。本件は意味を有しておらず、規制して設定されている事自体が極めて不自然(意味不明)。 2) 役員要件 ① 現状 役員の過半が農業(販売・加工等含む)の常時従事者(原則年間150日以上) 提案 撤廃。企業の積極的な参入を促して、生産から販売までのルートを一歩化して計画生産・販売をするためには、流通を主体とする販路を持つ企業の農業参画が必須で有り、役員要件にて役員の過半を農業常時従事者として限定した場合、企業が積極的に農業に参入し辛くなる。 ② 現状 役員又は重要な使用人(農場長等)の内、1人以上が農作業に従事(原則年間60日以上) 提案 前述項番①と同じ理由となる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省	法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則として農業関係者が総議決権の過半を占めること。 ④ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること等 また、上記の要件を満たさない法人の農地所有を認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が、平成28年9月に施行されたところです。 なお、農地について賃借権又は使用賃借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	農地法第2条第3項、第3条	対応不可	1 農地を所有できる法人の議決権要件については、平成28年4月に施行された改正農地法において、6次産業化等の経営発展の障害を取り除く観点から、農業者以外の議決権比率が4分の1以下から2分の1未満にまで拡大されているところです。  2 さらに、一般企業による農地所有については、同年9月に施行された改正国家戦略特別区域法において、企業に農地の所有を認める試験的な事業を兵庫県養父市において行うこととしたところです。  3 農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり、産廃置場になるのではないかと農業者・農村現場の懸念があることから、まずは、これらの見直しの現場での実施状況を見てまいりたいと考えています。  4 なお、企業の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式での参入は完全に自由化されたところであり、現に、改正前の約5倍のペースで参入が進んでいます。	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290928023	29年9月28日	29年11月6日	29年11月30日	農業用マルチローター(ドローン)の活用推進について	<p>1) 背景</p> <p>①水稲栽培における農業の空中散布については、労力の軽減が図れるとともに、病虫害の効率的防除が可能。</p> <p>②現在は無人ヘリコプターによる空中散布が行われているが、a. 騒音の問題 b. 集団防除であり圃場毎の適切な時期での散布ができない c. コストが高い等の課題がある。</p> <p>③ドローンは小型軽量で移動が容易。機動的な農業散布を可能にし、騒音問題も少ないというメリットがある。</p> <p>2) 要望事項</p> <p>農林水産省発行の『空中散布等における無人航空機利用技術指導指針』の緩和</p> <p>①オペレーター免許取得に関して「農林水産航空協会」指定の教習施設での教習が必要。また、機体の認定等も同協会の認定・整備が必要であり、事業の自由度を狭くしている。安全に支障のない範囲で、規制緩和をご検討いただきたい。</p> <p>②免許取得及び空中散布の実施等に当たり、航空法の規制を受け国土交通省への許可・承認等が必要になる場面がある。常識的な飛行範囲内での規制緩和を行い、活用場面を広げることが必要。</p> <p>③実際の飛行に関してオペレーターとナビゲーターの2名が必要。日本の水稲農業のコストダウンを考えた場合1名での運用や、GPS等の活用によるローコストオペレーションへの規制緩和が必要。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省 国土交通省	<p>①農林水産省では、無人航空機による農業等の空中散布について、人畜、農林水産物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ適正に実施するため、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」(平成27年12月3日付け27消安第4545号農林水産省消費・安全局長通知)を制定し、安全対策等の指導を行っています。</p> <p>②③航空機の航行並びに地上の人・物件の安全を確保するため、無人航空機については航空法(昭和27年法律第231号)第132条及び第132条の2において、禁止する飛行の空域や方法(物件の投下など)を定めていますが、必要な安全対策等の要件を満たすことが確認できた場合に限り、これらの飛行を許可しています。</p> <p>【参考】</p> <p>○航空法 (飛行の禁止空域) 第132条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域</p> <p>二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空</p> <p>(飛行の方法) 第132条の2 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。</p> <p>一 日出から日没までの間において飛行させること。</p> <p>二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。</p> <p>三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。</p> <p>四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。</p> <p>五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。</p> <p>六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。</p>	<p>・平成27年11月17日 制定(国空航第684号、国空機第923号)「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」</p> <p>・平成27年12月3日 制定(27消安第4545号農林水産省消費・安全局長通知)「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」</p> <p>・平成27年12月3日 制定(国空航第734号、国空機第1007号、27消安第4546号)「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」</p> <p>・航空法第132条及び第132条の2</p>	<p>①(一社)農林水産航空協会のみが行っていたオペレーターの認定や機体の登録等の業務を、他の機関等でも行うことができるよう、平成29年4月1日付けで「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」(以下「指導指針」という。)を改正しました。要件を備えていることが確認できる資料とともに申請し、登録を受ければ、上記の業務を行っていただくことができるようになっていきます。農林水産省では今後も、使用者が取り組みやすい制度とするための対応を適時行います。</p> <p>②農業散布は航空法第132条の2において禁止する飛行方法に該当しますが、農林水産省の定める上記指導指針に基づき当該飛行を行うことを、農林水産省が指定する団体等(以下「指定団体等」という。)により確認している場合には、飛行許可の手続きを簡略化(申請事項確認の省略など)できるなど、合理化した制度にしています。</p> <p>③農業散布は物件を投下する行為となるため、飛行を行う場合には、投下する場所に人や物件が無いことの確認や、当該場所に人が立ち入らないよう監視する必要がありますので、原則、操縦者の他に飛行経路上の周辺を監視する補助者の配置が必要となります。ただし、無人航空機の機能・性能、飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上・水上の人の安全が損なわれる恐れが無いと認められる場合には、柔軟に対応することも可能と考えられることから、指定団体等にご相談ください。</p> <p>なお、無人航空機については、GPS等の更なる活用など技術進歩が顕著な分野でもあり、政府としても官民協議会を中心に、官民一体となって適宜制度の見直し等を進めておりますので、その場でも引き続き検討していきます。</p>	◎	
290928041	29年9月28日	29年11月6日	29年11月30日	食品リサイクルループの認定手続きの簡素化について	<p>「再生利用事業計画の認定制度」において、認定申請の手続きに必要な書類が多岐にわたる等の理由により、認定を受けるまで長期間を要している。認定に係る煩雑な手続きの簡素化等、認定制度の見直しをご検討いただきたい。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省 環境省	<p>再生利用事業計画の認定制度は、食品循環資源を発生させる食品関連事業者、食品循環資源の再生利用を実施する再生利用事業者、また、製造された再生利用製品を利用する農林漁業者等の3者が連携し、再生利用製品(肥飼料)の利用により生産された農畜水産物等の利用までを含めた計画について、その申請に基づき主務大臣が認定を行うものです。認定を受けた場合には、食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物の収集運搬に係る廃棄物処理法上の許可が不要となる制度です。関係省令では、計画の認定に必要な申請書に添付書類及び図面や、申請書の記載事項について定めています。</p>	<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令</p>	<p>対応不可</p>	<p>再生利用事業計画の認定は、申請があった計画において、食品循環資源の再生利用が確実に進むのかについて審査を行った上で、認定を行っています。また、廃棄物処理法上の特例については、食品循環資源の収集又は運搬の行う者が省令に定める基準に適合するかを確認することが必要です。このことから、省令に定められている申請書に添付すべき書類及び図面等の提出資料の軽減は困難です。</p> <p>申請者の負担軽減のため、多数の事業者が関係する再生利用事業計画について、申請を行う事業者が希望する場合に、本来当該申請を行うべき事業者の責任において、当該申請を他の申請者に委任できるよう、平成28年4月1日「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用計画の認定事務等取扱要領」を改正しました。</p> <p>また、農林水産省のホームページにて、申請書の記載例や、添付書類の参考様式及び記載例を公開しています。</p>	
290928065	29年9月28日	29年11月6日	29年11月30日	農転5条申請時の転用目的の件市場変化による許可基準の緩和	<p>【具体的内容】 市街化区域内の非線引き区域ならびに市街化調整区域内の農地転用(5条申請)では、転用目的を「建売住宅」としなければ許可が得られません。そのため、事業手法が建売分譲に限られることになっています。住宅請負受注を目的として宅地造成を行う業者(ハウスメーカーなど)が農地転用(5条申請)を行う場合、転用目的を「建築条件付き土地分譲」とすることも可としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 昨年の所管省庁の検討結果では、「事業後に建築物等の立地が確実と認められる場合には、例外的に許可できること」としています。しかしそれ以外の場合については、「①最終的な土地利用の形態ではなく、造成後に土地が遊休化する可能性があること。②農地転用を行う事業者自らがその後の土地利用を行うものでなく、投機目的や資産保有目的での土地取得につながるおそれがあるため。」という2つの理由から、転用目的を「建築条件付き土地分譲」とすることは不可とのご返答でした。しかし、住宅請負受注を目的として宅地造成を行う業者(ハウスメーカーなど)が農地転用(5条申請)を行う場合は全て、「事業後に建築物等の立地が確実と認められる場合に該当するものと考えており、ハウスメーカーなどが転用目的を「建築条件付き土地分譲」と申請する場合は、土地の遊休化、投機目的や資産保有目的での土地取得という問題の可能性は低いと考えます。</p>	公益社団 関西経済 連合会	農林水産省	<p>農地造成のみを目的とする農地転用については、一部の例外を除き、農地転用は許可されないこととされています。</p>	<p>農地法施行規則第47条第5号、第57条第5号</p>	<p>対応不可</p>	<p>1 建築条件付き土地分譲を含め、宅地造成のみを目的とする農地転用については、① 農地転用許可に当たって、宅地造成業者から宅地を譲り受ける者の實力等を確認できないため、宅地造成後、住宅が確実に建設されることが担保できず、土地が遊休化する可能性が高いこと</p> <p>② 農地転用許可に基づいて宅地造成事業が完了してしまえば、その土地は農地法による規制の対象外になることから、宅地造成後、その土地を宅地以外の用途に利用したとしても、あらかじめ周辺農地への影響を確認することもできず、農地法に基づく命令等の是正措置を講じることが困難になることから適切ではないため、都市計画法等により用途が定められることにより住宅の建設が法的に担保されるもの等を除き、認めるべきではないと考えているところです。</p> <p>2 また、現在、空き地や空き家が社会問題となっていることを踏まえても適切ではないと考えており、御理解願います。</p>	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929027	29年9月29日	29年11月6日	29年11月30日	信用組合においても、農業用動産への抵当権設定を可能とする。	農業動産信用法第3条、同施行令第2条第2項において、銀行・信用金庫等は、農業用動産に対し抵当権を取得できるとされていますが、信用組合は除かれています。 つきましては、信用組合においても、他金融機関と同様に、農業用動産への抵当権設定を可能とするよう要望します。  (ご参考) 農業動産信用法第3条にて、「本法ノ先取特権又ハ農業用動産ノ抵当権ヲ取得スルコトヲ得ル者ハ農業協同組合、信用組合及勸令ヲ以テ定ムル法人ニ限ル」とされていますが、「農業動産信用法 特別法コメンタール 宮崎孝雄著」では、『ここにいういわゆる「信用組合」は、現存の中小企業等協同組合法に基づく信用協同組合ではなく、旧産業組合法に基づく信用組合であって、同法は昭和23年法律200号附則103条により廃止されており、この信用組合は現存しない』との見解が示されています。	一般社団法人 全国信用組合中央協会	農林水産省	農業動産信用法及び農業動産信用法施行令において、農業用動産の抵当権を取得できる者は、 1. 農業協同組合 2. 信用組合 3. 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合連合会 4. 水産業協同組合法第11条第3号の事業を行う漁業組合及び同法第87条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合連合会 5. 株式会社日本政策金融公庫 6. 沖縄振興開発金融公庫 7. 農林中央金庫 8. 銀行 9. 信用金庫 10. 農業信用基金協会 11. 漁業信用基金協会 となっています。	(左記1及び2) 農業動産信用法(昭和8年法律第30号)第3条  (左記3及び4) 農業動産信用法施行令(昭和8年勸令307号)第2条第1項  (左記5から11) 同施行令第2条第2項	検討を予定	今後、ご提案いただいた全国信用組合中央協会などへのヒアリングを年度内に行い要望の詳細や必要性等を把握し、検討を開始したいと考えています。	
291010001	29年10月10日	29年11月14日	29年11月30日	国際スピード郵便(EMS)に対する検査制度の抜本的な見直し	TPPを含めたEPAネットワークの拡大に伴い、国際小口輸送市場の拡大が進む中、国際スピード郵便(以下「EMS」という。)も、越境通販をはじめ様々な貨物の輸出入に用いられ、その領域を拡大している。 EMSは、ユニバーサルサービスであることから、民間事業者とは異なる優遇が与えられているが、植物類の輸入検査についても、特別な取扱いが認められている。すなわち、植物防疫法は、植物類の輸入検査について、民間事業者の国際小口輸送サービスに対し空港建屋内での実施を義務付けているが、EMSの場合は、空港建屋外にある通関手続きを行う郵便局(国際郵便交換局)で検査を受けることができるとされている。 したがって、例えばEMSを用いて青果や種子等の植物類が輸入された場合、当該貨物は検査を受けない状態のまま空港建屋外に持ち出されることとなるが、それにより有害な病害虫が国内に持ち込まれるリスクを完全に排除することはできず、日本国内の農作物への被害防止が十分に担保されているとは言い難い。 日本産農林水産物・食品は、年々輸出額が増加し、「ジャパンプランド」として農林水産省による輸出促進対策も進められており、国際小口輸送の発展もその一翼を担っている。その中で、日本の農業生産の安全及び発展を図るためには、EMSの植物類の輸入検査についても民間事業者と同様の空港建屋内における検査を実施し、防疫を徹底する必要がある。	ヤマト運輸株式会社	総務省 農林水産省	国内への植物の病害虫の侵入を防ぐため、植物防疫法に基づき、海外から発送される植物を包有する貨物等(郵便物を除く。)を輸入できる海港112箇所及び空港44箇所を指定しています(以下「指定海空港」といいます。)。 輸入時の植物検査については、植物防疫法により、指定海空港で実施することとされていますが、郵便物として輸入される場合は通関手続が行なわれる全国6箇所の交換局で実施することとされています。また、郵便物の植物検査においては、同法に基づき、日本郵便株式会社の職員に対し、植物等を包有している郵便物等についての通知義務を課し、当該職員の立会いの下で植物検査を実施しているところです。	植物防疫法(昭和25年法律第151号)第6条第3項、第8条、通常郵便に関する施行規則(万国郵便連合郵便業務理事會決定)第178条及び小包郵便に関する施行規則(万国郵便連合郵便業務理事會決定)第173条	対応不可	EMS郵便物として輸入される場合は、植物防疫法に基づき、EMS郵便物の通関手続が行われる全国5箇所の交換局において植物検査を実施していますが、その際の輸入空港から交換局までの郵便物の運搬にあたっては、内容物が外部に漏出しないよう、封印された袋により適切に輸送されていることから、交換局における植物検査の実施は、病害虫の侵入防止上、問題ありません。	
291025001	29年10月25日	29年11月14日	30年3月9日	食品表示法の玄米、精米の表示根拠の農産物検査法による証明に、種子購入を証明する書類などを加える。	現在、奨励品種や農産物検査法の産地品種銘柄は各県ごとに取得しなければならず、稲新品種を開発したものにとつて、これは非常にハードルが高い。このため、自分の県で奨励品種や産地品種銘柄になるまでは、生産性向上につながる稲新品種を栽培したいと思っても、栽培できない米生産者が存在する。 米生産者が生産性向上につながる新品種を早期に導入することは、地方農業の活性化にとって非常に重要である。従って、種苗法による品種登録された新品種に開発した新品種による生産性向上に早期に役立ち、米生産者の所得向上につながるのと同時に、日本の稲作を活性化していく上で必須である。 現行の食品表示制度の下での原料玄米の表示根拠は、農産物検査法による証明に限られているが、これに、米生産者の種子購入を証明する書類、及び、DNA鑑定結果を付け加え、産地品種銘柄が取得されていない稲新品種であっても、品種名を表示できるようにしたい。	株式会社 アグリシーズ	消費者庁 農林水産省	食品表示基準第19条の別表第24において、「産地、品種、及び産年が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明(国産品にあつては農産物検査法による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。)を受けた原料玄米にあつては、単一原料米と表示し、その産地、品種及び産年を併記すること」、「産地、品種及び産年が同一である玄米以外の場合においては、規定による「国内産△割」又は「〇〇産△割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の三つの表示項目について、証明の内容に基づき、それぞれに対応する原料玄米の使用割合と併せて表示することができる。」と規定されています。また、食品表示基準第23条第2項第1号において、「未検査米の原料玄米にあつては、品種又は産年を表す用語」が表示禁止事項として規定されています。	食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)	現行制度下で対応可能	ご提案を踏まえ、一括表示枠外に農産物検査における産地品種銘柄未登録の品種名を表示して販売する際には、農産物検査法に基づく農産物規格規程に定める産地品種銘柄の設定の申請を行っている米穀について産地品種銘柄が設定されるまでの間に限り、条件(①農産物検査により産地品種銘柄以外の証明を受けていること。②表示しようとする品種について、産地品種銘柄の設定の申請を行っていることが分かる注意書きを一括表示欄に近接した箇所に表示すること。③種子の購入記録、営農計画書、生産記録等、使用する原料玄米が産地品種銘柄の設定の申請を行っている品種であることを示す資料を保管すること。)を満たせば、品種名の表示を可能とする旨、食品表示基準Q&Aを一部改正し、平成30年1月19日に施行したところです。	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291120002	29年11月20日	29年12月8日	30年3月9日	太平洋クロマグロ資源管理(制限漁獲量の合理的配分方法について)	<p>資源回復を促すための太平洋クロマグロ漁獲削減の方法は各国の裁量に委ねられているところであるが、日本においては合理的かどうかの説明を省略したまま大型まき網漁船に対して、資源に対するインパクト(責任度合い)の大きさにも関わらず、沿岸漁業と同等かそれ以上の漁獲量が割り当てられている。</p> <p>そのため、TAC導入においてイロハともいわれる漁業種類、地域ごとの振れを調整するための留保枠を事実上設定できない状態が続き、TAC制度自体の持続可能性を危うくしている。漁獲上限配分は収入配分の機能ももち、高度な透明性、公平性のもとに行われるべきであるため、ISCが算出するインパクト分析指数を活用して、配分率を確立すべきことを法律上も明記し、実際の運用指針も示すべきである。</p> <p>さらに、遊漁・釣り人によるクロマグロ漁獲実績が不明、承認済み漁船の地域配分の偏在(追加承認手続きの指針について周知不足)等の諸問題も合わせて解消を図るべきである。</p>	個人	農林水産省	<p>太平洋クロマグロについては、資源回復を目指し、WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)での国際合意に基づき、2015年1月から、30kg未満の小型魚については、2002年～2004年までの年平均漁獲水準から半減(4,007t)、30kg以上の大型魚については、2002年～2004年までの年平均漁獲水準から増加させない(4,882t)措置を実施してきました。</p> <p>この措置を実施するにあたり、管理開始前の2014年に全国50ヶ所以上の現地説明会の開催や、広域漁業調整委員会、水産政策審議会等の場で関係漁業者からのご意見を踏まえ、制度を改善しながら進めてきています。</p> <p>2016年と2017年には、法的担保を念頭に置いたクロマグロ型TACの試験実施に取り組み、2017年4月には「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の対象魚種に指定するとともに、今般、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を変更してクロマグロの漁獲可能量などを定め、2018年1月から同法に基づく漁獲管理を実施しています。</p> <p>また、遊漁におけるクロマグロの採捕量調査については、直近では平成26年に都道府県を通じた遊漁船業者等を対象に実施しています(※調査結果:遊漁船による採捕数量 30kg未満小型魚6.4トン(推計)等)。</p> <p>広域漁業調整委員会の承認制については、2011年からの届出制を経て、2014年から承認制に移行し実施しているものです。また、承認制への移行時には届出のあった漁業者のほか、過去の漁獲実績などから漁獲する可能性のある漁業者に対し、承認申請するよう都道府県を通じて指導しています。</p>	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	現行制度下で対応可能	<p>【漁獲量の割当について】 クロマグロの数量は基本計画において過去の漁獲実績に応じて配分しているところですが、特に、半減措置を伴う小型魚の漁獲枠の配分にあたっては、沖合漁業については削減幅を56%とする一方、沿岸漁業については削減幅を42%に抑え、沖合漁業の削減幅がより高くなるよう設定しています。</p> <p>更に、7月までの第3管理期間については、大中型まき網漁業に対し、更なる資源回復を図るため小型魚500トンを返上していただいているところであり、結果として沿岸漁業を含むその他漁業に多く配分している状況です。</p> <p>このような状況を踏まえつつ、クロマグロのTAC管理の中で、水産政策審議会等の意見を聴きながら、公平な漁獲枠の配分ルールや漁獲枠の融通について今後とも検討していきます。</p> <p>【留保について】 昨年12月に「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」(以下、基本計画)を改定し、全体の漁獲可能量の中で留保を設定しており、本年1月から資源管理法に基づく漁獲管理を実施しています。</p> <p>【配分率や運用指針について】 漁獲可能量の配分は、基本計画で措置することとしています。また、配分については過去の漁獲実績を基本とし、超過量を差し引いて配分の基本を作成し、水産政策審議会での審議の上、決定するなど、透明性、公平性のある配分となっております。</p> <p>また、留保の設定や超過量の差引き、大型魚から小型魚への振り替えなどの配分に関する基本的な考え方は、基本計画に示しています。</p> <p>【遊漁・釣り人に対する対応について】 2014年に引き続き、2017年の遊漁におけるクロマグロの採捕量調査を、各都道府県を通じて実施しているところであり、今後も継続的に実施していく予定です。得られた結果については、資源管理法のもと遊漁によるクロマグロ管理を行う都道府県が活用し、管理を進めていきます。</p> <p>【承認の偏り等について】 承認にあたっては、都道府県別に承認隻数を配分するなどはしておらず、当初承認時に申請手続が適切になされている場合は全て承認しています。</p> <p>また、現行ではクロマグロの管理の実効性を確保するために新規承認は行っておらず、廃業する承認漁業者からの承継による承認のみ認めています。</p> <p>このように、各地域の実態に応じた承認がなされており、結果として、クロマグロ漁業の盛んな地域で承認数が多くなっているものと考えます。</p> <p>また、制度内容の周知にあたっては、2014年導入時の水産庁による現地説明会のほか都道府県を通じての周知により、周知徹底が図られているものと考えております。</p>	
300220001	30年2月20日	30年3月13日	30年3月30日	農地所有適格法人に対する出資規制の緩和	<p>【提案の具体的内容】 わが国農業の生産基盤を強化する観点から、企業による農地所有適格法人への出資規制を緩和すべき</p> <p>【提案理由】 2016年4月に施行された改正農地法により、農地所有適格法人(旧農業生産法人)に対する出資規制や構成員要件の緩和が行われたものの、企業による出資が過半数を超えることができないため、過半数を超える議決権を取得することができない、総出資額がパートナーの出資額に制約されるといった弊害が生じている。</p> <p>出資規制を緩和することで、担い手たる企業の参入、新技術等に対する投資の促進等が期待され、わが国農業の生産基盤の強化に資することとなる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	<p>法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。</p> <p>③ 農業関係者が総議決権の過半を占めること。</p> <p>④ 役員が過半数が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>	農地法第2条第3項、第3条	対応不可	<p>農地を所有できる法人の議決権要件については、平成28年4月に施行された改正農地法において、6次産業化等の経営発展の障害を取り除く観点から、農業者以外の議決権比率が4分の1以下から2分の1未満まで拡大したところ等。</p> <p>さらに、一般企業による農地所有については、同年9月に施行された改正国家戦略特別区域法において、企業に農地の所有を認める試験的な事業を兵庫県養父市で行っております。</p> <p>農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり、産廃置場になるのではないかと農業者・農村現場の懸念があることから、まずは、これらの見直しの現場での実施状況を見てまいりたいと考えています。</p>	◎
300220002	30年2月20日	30年3月13日	30年3月30日	でん粉の価格調整制度の見直し	<p>【提案の具体的内容】 でん粉の価格調整制度は、将来的な廃止も視野に見直すべき</p> <p>【提案理由】 でん粉の原料(トウモロコシ、馬鈴薯、甘藷等)については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している。</p> <p>でん粉は食用および工業用に用いられており、調整金によって輸入品の価格が上昇することで、企業のコスト競争力の低下および消費者の負担増につながっている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	<p>でん粉については、価格調整制度の下、コーンスターチ用輸入とうもろこし等と国内産品との内外価格差を是正するため、</p> <p>①コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、</p> <p>②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当の交付金を交付する政策支援を実施しています。</p>	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第27条、第33条、第35条	対応不可	<p>でん粉は、国民生活上なくてはならない基礎的物資であり、我が国食料安全保障上も極めて重要な品目であることから、安定的に生産できる体制を維持することが必要です。また、原料となるかんしょ及びびばれいしょは、関連産業とともに鹿児島県及び北海道の地域経済や地域の雇用を維持するため極めて重要な作物です。一方で、これらの作物には国内生産者の経営努力では埋めることのできない内外の競争条件の格差が存在するため、国内産いもでん粉の安定供給、自給率の向上、及び地域経済・雇用の維持のためには、本制度の安定的な運営が必要であると考えています。</p> <p>地方、調整金は輸入者ひいてはユーザーに御負担いただくものであることから、生産性の向上等により交付金の縮減を図り、調整金負担を軽減していくことは重要と認識しており、引き続き調整金負担の軽減を図りつつ国内のでん粉原料用いもを振興していきたいと考えておりますので、御理解願います。</p>	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220003	30年 2月20日	30年 3月13日	30年 3月30日	農業の登録申請手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】 農業の登録申請においては、将来的な電子化も見据え、郵送や銀行振込等による手続きも可能とすべき</p> <p>【提案理由】 農業の登録申請は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの窓口へ、収入印紙を貼付した書類を直接提出することしか認められていない。 書類や農業サンプルを郵送で受け付けるとともに、登録申請手数料納付にあたって銀行振込等も可能とすれば、申請手続きにあたってのコストを大きく削減することができる。また、高額の手数料・印紙を運ぶ従業員の安全確保につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	かつては、農林水産省電子申請システムにより、電子申請による受付・手数料の電子納付が可能とされていましたが、申請者による利用が無かったため、内閣官房IT戦略本部の方針の下、平成22年に電子申請が廃止されています。 このため、登録審査に係る手数料は、収入印紙で納付することとなり(財政法第2条、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第1条、農業取締法施行規則第4条)、銀行振込は認められておりません。 一方、申請書類は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターに郵送で提出ができることとなっています。	農業取締法第2条第6項 農業取締法施行令第1条 農業取締法施行規則第4条	検討を予定	登録審査に係る手数料は、現時点では電子申請が廃止されており、銀行振込はできません。 今後、内閣官房で進めている「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント)等の最新の政府方針・決定を踏まえ、申請書類の電子化と併せて検討を行います。	
300220004	30年 2月20日	30年 3月13日	30年 3月30日	農用地における農家レストランの設置認可	<p>【提案の具体的内容】 農業振興地域の農用地に「農家レストラン」を設置できるようにすべき(国家戦略特区における特例の全国展開)</p> <p>【提案理由】 国家戦略特別区域において、「農家レストラン」の農用地への設置が認められたことにより、新潟市をはじめ、集客・売上増等の成果が出ている。同様の措置を全国に適用することで、6次産業化の推進、さらには農業生産の拡大、地域経済活性化に資する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	農業者が設置する農家レストランについては、国家戦略特別区域において、主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合には、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置が可能です。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	検討を予定	国家戦略特別区域制度の下での農家レストランの実績や地域農業への影響等を踏まえ、農家レストランの特例の全国展開について検討します。	
300220005	30年 2月20日	30年 3月13日	30年 3月30日	農用地の製造・販売施設における販売可能商品の要件緩和	<p>【提案の具体的内容】 農用地で販売可能な製品・商品の要件を緩和すべき</p> <p>【提案理由】 「農業振興地域制度に関するガイドライン」により、農業振興地域の農用地において、製造(加工)施設及び販売施設、農家レストラン(国家戦略特区に限る)が農畜産物を製造・販売する場合、自己の生産物が、原材料や販売品目の過半を超えなければならぬ。 このため、例えば事業者によっては、季節等により自己での原材料調達に困難となる場合があり、通年での施設稼働を阻害する要因となっている。 要件が緩和されれば、より魅力的な商品開発や効率的な施設運営の実現につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、販売施設は、農業者自らの生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内で生産される農畜産物(以下「農業者自らの生産する農畜産物等」という。)の販売施設又は農業者自らの生産する農畜産物等を原材料として製造(加工)したものを販売する施設であって、 ・農畜産物の販売施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物等の販売の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多いもの ・農畜産物を原材料として製造(加工)したものを販売する施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物等を量的又は金額的に5割以上使用して製造(加工)したものを販売するものとしております。	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条 農業振興地域制度に関するガイドライン(平成12年4月1日付け12構改C第261号)第2②	事実誤認	平成26年の省令改正により、製造(加工)施設における原材料の範囲について、自己の農畜産物のほか、当該施設が設置される市町村の区域内又は農業振興地域内で生産される農畜産物と併せて過半を超える要件に拡充しております。	
300220007	30年 2月20日	30年 3月26日	30年 4月20日	「日本料理海外普及人材育成事業」の対象拡大	<p>【提案の具体的内容】 「日本料理海外普及人材育成事業」の対象を、海外の日本料理店に勤務している外国人調理師にも拡大すべき</p> <p>【提案理由】 政府においては、拡大する世界の食市場を見据え、2019年にわが国農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする目標を設定し、輸出拡大に取り組んでいる。その一環として、わが国が強みを生かせる日本食・食文化の海外展開を図っているが、実現にあたっては、実際に普及を担う日本料理の調理師の育成が喫緊の課題である。 しかし、「日本料理海外普及人材育成事業」の対象は、調理師養成施設の留学生に限られており、海外の日本料理店で雇用された外国人調理師は対象にならない。海外で日本料理を提供する事業者が取組実施機関となって、勤務する外国人調理師が本事業を活用できるようになれば、調理師の育成を加速することができる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省 農林水産省	本事業は、調理師養成施設が主体(取組実施機関)となり、日本国内の日本料理店(受入機関)と連携し、当該調理師養成施設を卒業し、一定の技術を習得した外国人料理人に、働きながら更なる技術を習得する機会(最大5年間)を提供することで、本事業終了後に母国等において日本食、日本食文化の普及を図ることを目的に実施しているものです。	日本料理海外普及人材育成事業実施要領	対応不可	本事業においては、日本国内での外国人料理人の活動中の技術の習得状況、素行、雇用条件について、事業実施時に審査を行うとともに、事業実施後も責任を負える状況であることが必要であることから、事業に係る活動が行われている日本国内の調理師養成施設が取組実施機関となっているものであり、御提案内容は、こうした本事業の性格を担保できないと考えます。	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220008	30年 2月20日	30年 3月13日	30年 3月30日	植物防疫・動物検査を必要とする貨物への検査の緩和	<p>【提案の具体的内容】 羽田・成田空港間の保税運送にあたっては、植物防疫・動物検査を必要とする貨物への検査を緩和すべき</p> <p>【提案理由】 植物防疫・動物検査を必要とする貨物(以下要検査貨物)を保税運送するためには、通常輸入時と同様の検査を経ることが求められている。</p> <p>羽田空港～成田空港間の保税運送は年々増加しており、わが国が他国との貨物獲得競争を勝ち抜いていくうえで、両空港間のアクセス・ネットワークを強化していくことが欠かせない。とりわけ、コスト競争力の観点からは、物流コスト増の要因である検査にかかる人件費・作業費への対応が急務である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省 農林水産省	<p>【動物検査】 動物植物検査では、海外から動物植物検査の対象の農畜産物を輸入する場合、病原体や病害虫の侵入防止のため、陸揚げの時点で輸入検査を受ける必要があります。</p> <p>【動物検査】 畜産物については、畜産物自体から病原体を拡散するおそれが低く、たとえ事故等により密閉性が保てなくなった場合であっても速やかに回収及び消毒の措置をすることにより病原体が散逸するおそれが低いことから、到着港において、密閉性のコンテナ又は車両で輸送されることが確認できれば、陸送することも含め保税運送を認めております。</p> <p>【植物検査】 植物については、その輸送に使用される容器や包装等の密閉性が様々であり、輸送中の事故等により容器等の密閉性が保てなくなった場合に国内に飛翔性の病害虫が散逸する恐れが高いことから、国内の空港間を陸路で輸送することは認めておりません。</p> <p>一方、成田空港又は羽田空港に到着した輸入検査前の貨物を空路で別の空港に輸送する場合は、貨物が輸入禁止品でないこと、密閉型コンテナで輸送する等の措置を講じ、病害虫の散逸のおそれがないと認められた場合は、空港内で別の航空機に積み替えて輸送することが可能です。</p>	<p>【動物検査】 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第40条、航空貨物の送致手続についての要領(平成22年12月10日付け22動検第872号動物検査所長通知)</p> <p>【植物検査】 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第6条、第8条、航空コンテナ等積替確認実施要領(昭和58年9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達)</p>	<p>【動物検査】 事実誤認</p> <p>【植物検査】 検討を予定</p>	<p>【動物検査】 畜産物については、到着港において、密閉性のコンテナ又は車両で輸送されることが確認できれば保税運送を認めております。(「航空貨物の送致手続について」(平成22年12月10日付け22動検第872号))</p> <p>【植物検査】 成田・羽田両空港間における輸入検査前貨物の陸路輸送については、植物の病害虫の分散防止が確実に図られると認められる場合に限定するなど、可否も含め検討を行ってまいります。</p>	
300222013	30年 2月22日	30年 3月13日	30年 4月20日	総合効率化計画認定に関わる申請手続きのワンストップ化	<p>【提案の具体的内容】 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流総合効率化法)に基づく総合効率化計画の認定にあたり、国ならびに地方自治体での各種申請手続きのワンストップ化を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受ける際には、国土交通省の審査を受ける必要がある。</p> <p>市街化調整区域への特定流通業務施設の建設計画の認定など、同法の認定を受けて事業を実施するにあたり、国土交通省だけでなく地方自治体にも開発許可の申請等をしなければならない場合がある。このため、申請者に大きな負担がかかることと、手続きに多くの時間を要している。</p> <p>ワンストップ化により、申請者・国・地方自治体の3者それぞれの業務の効率化・迅速化が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省 経済産業省 国土交通省	<p>物流総合効率化法では、総合効率化計画に記載されている事業を実施するため、貨物利用運送事業法による登録、許可等、各事業法の登録、許可等が必要となる場合があります。このような場合、総合効率化計画の認定申請時に、各事業法の登録、許可等の審査に必要な事項を記載し、添付書類を併せて提出することにより、総合効率化計画の認定と同時に、各事業法の登録、許可等を受けることができます(事業許可等の一括取得)。</p> <p>また、物流事業者は、物流総合効率化法による国土交通大臣(地方運輸局長)等の認定を受けた総合効率化計画に基づく物流施設を建築する場合、「開発許可制度運用指針(都市計画法に基づく技術的助言)」において、市街化調整区域に建築される場合であっても、開発許可をして差し支えないものとしており、これに基づき、各開発許可権者において判断することとされています。</p>	<p>物流総合効率化法貨物利用運送事業法 貨物自動車運送事業法 海上運送法 鉄道事業法 軌道法 自動車ターミナル法 倉庫業法 港湾法 都市計画法</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>物流総合効率化法では、同法第8条から第17条に基づき、総合効率化計画に記載されている貨物自動車運送事業、倉庫業等に係る各事業法の許可等を、総合効率化計画の認定と併せて取得することができ、関係手続のワンストップ化を実現しております。</p> <p>一方で、物流総合効率化法の認定に当たっては、物流の効率化やトラックドライバーの長時間労働是正の観点から、貨物自動車運送事業、倉庫業等を所管する立場からの専門的な知見による審査が必要であり、その手続きを地方公共団体に一任することはできません。他方、都市計画法に基づく開発許可制度等のまちづくりに関する業務は、地方公共団体の事務として行われています。</p> <p>したがって、国と地方でそれぞれの主体が、それぞれで各種手続きを行う必要があります。</p> <p>なお、手続きの迅速化については、物流総合効率化法では、特定流通業務施設の整備を伴う計画の認定に係る標準処理期間について2か月としているところですが、実態を調査し、開発許可担当部局との連携も含め、必要に応じて運用のあり方を検討します。</p>	